**平成２２年（フ）第１９８号**
三重県津市大里川北町401番地34
債務者　眞弓　幸美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第８５７号**
神戸市東灘区本山南町２丁目12番６―605号
債務者　岩城　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６０６号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目13番26―108号
債務者　國田　時広
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６０７号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目13番26―108号
債務者　國田小百合
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６５０号**
兵庫県西宮市中島町11番13―102号、前住所兵庫県明石市鳥羽441番地　青山荘２号室
債務者　大平　麻衣（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６７２号**
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町10番３―307号、前住所福岡県北九州市小倉北区中井１丁目42番７号
債務者　大賀精一郎
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６８０号**
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス130号
債務者　長谷川　隆
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６８１号**
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス130号
債務者　長谷川　歩（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８１号**
鳥取県米子市西倉吉町27番地５
債務者　能勢　正子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２２年（フ）第７１８号**
広島市安佐北区落合南２丁目４番20―201号A
債務者　鶴田　　栄
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第９３５号**
広島市中区光南５丁目１番61―607号
債務者　上剃　　樹
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第９８３号**
広島市東区戸坂山崎町２番26―501号
債務者　尾嶋　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第９９３号**
広島市東区中山新町３丁目22番22号
債務者　浦本　晴美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１０６９号**
広島市安芸区矢野西４丁目24番29―５号
債務者　森河　裕二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１４３号**
広島市東区牛田旭２丁目２番35号
債務者　中井　千元
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３４３号**
愛媛県松山市小栗４丁目３番30号
債務者　浅倉　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７１号**
愛媛県松山市小坂５丁目13番23号　ユーミーＫⅡ―103号
債務者　森田真由美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
松山地方裁判所